

平成 29 年 5 月 29 日

平成 28 年度国有財産監査の結果及び平成 23～27 年度
指摘事案のフォローアップ結果について

1. 平成 28 年度国有財産監査の結果

国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、平成 28 年度に四国財務局が実施した国有財産の実地監査について、結果を取りまとめましたので公表します。

以下のとおり、合計 39 件の監査を実施し、そのうち 5 件 (12.8%) について問題点を指摘しました。

なお、指摘事案の概要については別紙 1 のとおりであり、指摘を行った事案のうち主な事例は別紙 2 のとおりです。

(単位：件)

区 分	実施件数	指摘件数	指摘区分
市街地に所在する公共用財産に対する監査	0	0	
特別会計所属の普通財産に対する監査	0	0	
庁舎等の公用財産に対する監査	39	5	検討 3、留意 2

指摘区分

是正：その使用状況について、効率性・経済性・社会ニーズ等の観点から、他の用途への変更、用途廃止等の適切な措置を講じなければならないもの

国有財産関係法令及びこれらの運用に係る通達に明らかに違反するもの

検討：事案の内容等から、改善に向けた方策が種々見込まれ、部局等の間で最適な方策について慎重な検討を要するもの

留意：是正を要すると認められるが、監査対象部局において既に是正等の措置に取り組んでおり是正されることが確実なもの

簡易：上記の指摘事項には至らないが、監査対象部局に注意喚起等を求める必要があると判断する事項及び軽微な不備事項は、通達の規定に基づき、管理責任者による通知事項（簡易指摘）として特別・統括国有財産監査官名で通知するもの

2. 平成 23～27 年度指摘事案のフォローアップ結果

財務省では、実地監査に基づき指摘した事案について、毎年度、進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対して処理の促進を図るため、フォローアップを行っています。

四国財務局が実施した平成 23 年度監査において指摘した 6 件のうち、是正・改善が図られた事案は 5 件 (83.33%)、平成 24 年度監査において指摘した 7 件のうち、是正・改善が図られた事案は 3 件 (42.86%)、平成 25 年度監査において指摘した 11 件のうち、是正・改善が図られた事案は 5 件 (45.45%)、平成 26 年度監査において指摘した 8 件のうち、是正・改善が図られた事案は 4 件 (50.00%)、平成 27 年度監査において指摘した 10 件のうち、是正・改善が図られた事案は 0 件 (0.00%) となっています。

今後も、引続き是正・改善の促進のためのフォローアップを実施していきます。

(参考)

1. 国有財産の監査とは

財務大臣は、国有財産法第 10 条第 1 項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について、実地監査を実施しています。また、国有財産法第 9 条第 2 項の規定に基づき、財務大臣は国有財産の総括に関する事務の一部を部局等の長に分掌させています。

具体的には、国有財産総括事務処理規則第 5 条の規定に基づき、財務大臣の定めるところに従い、各省各庁の所管に属する国有財産について、財務局等が実地監査を実施しています。

2. 国有財産の監査の充実・強化

国有財産については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的として、平成 23 年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めました。

平成 28 年度については、既存庁舎の余剰スペースの有効活用等を目的に「庁舎等、省庁別 宿舎の公用財産」に事務量を重点的に配分し、監査を実施しました。

3. 全国の平成 28 年度監査結果及び平成 23～27 年度指摘事案のフォローアップ結果については、財務省 HP にて公表しています。

https://www.mof.go.jp/national_property/summary/result/fy2016/index.html

【連絡・問い合わせ先】

四国財務局管財部統括国有財産監査官
電話：087-831-2131（内線 450）

平成 28 年 度 監 査 結 果 (指 摘 事 案) 一 覧 表

別紙 1

公用財産

番号	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名	建物延床面積 (㎡)	所在地	指摘区分	事例の内容
1	農林水産省	四国森林管理局	一般	-	嶺北森林管理署	736.65	高知県長岡郡本山町本山850外	検討	嶺北森林管理署は、非効率な使用となっていることから、非効率な使用状況にある瀬戸森林事務所1の作業所、資材保管機能を受け入れ、有効活用を図る必要がある。
2	国土交通省	四国地方整備局	一般	-	中筋川総合開発工事事務所庁舎	1,543.35	高知県宿毛市平田町戸内1692-1	留意	中筋川総合開発工事事務所庁舎は、敷地内に設置されている工作物の一部が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に登載させる必要がある。
3	厚生労働省	愛媛労働局	労働保険	労災	八幡浜労働基準監督署庁舎	402.35	愛媛県八幡浜市江戸岡1-1-10	留意	敷地を借り受けている八幡浜労働基準監督署庁舎は、適切な維持管理の観点から敷地の一部について借受解消を図る必要がある。
4	防衛省	中国四国防衛局	一般	-	自衛隊徳島地方協力本部徳島募集案内所	52.05	徳島県徳島市北矢三町1-194-3外	検討	借受庁舎である自衛隊徳島地方協力本部徳島募集案内所は、余剰(約300㎡)が生じ非効率な使用となっている徳島第二地方合同庁舎に移転入居し、借受解消を図る必要がある。
5	農林水産省	四国森林管理局	一般	-	瀬戸森林事務所1	247.90	高知県長岡郡本山町本山字十王堂365-3	検討	瀬戸森林事務所1は、非効率な使用となっていることから、土居森林事務所へ事務所機能を移転等し、用途廃止する必要がある。

非効率な庁舎を移転させ、未利用地の創出を求めた事例

部局名等	農林水産省四国森林管理局	監査対象財産の現況
対象口座等	<p>【瀬戸森林事務所 1】 所在地：高知県長岡郡本山町本山字十王堂365-3 会 計：一般会計 土 地：724.32㎡ 建 物：178.34㎡/247.90㎡ （W-2、昭和43年11月新築）</p> <p>【土居森林事務所】 所在地：高知県土佐郡土佐町土居131-1 会 計：一般会計 土 地：249.30㎡ 建 物：76.66㎡/76.66㎡ （W-1、平成17年3月新築）</p> <p>【嶺北森林管理署】 所在地：高知県長岡郡本山町本山850外 会 計：一般会計 土 地：3,107.47㎡ 建 物：446.85㎡/736.65㎡ （W-2、昭和46年3月新築）</p>	 <p>瀬戸森林事務所1 【非効率使用の解消、未利用地の創出】</p>  <p>嶺北森林管理署</p>
指摘内容等	<p>瀬戸森林事務所1は非効率な使用状況であり、経年・老朽化も進んでいることから、庁舎機能を土居森林事務所に、作業所、資材保管機能を嶺北森林管理署に移転し、用途廃止することについて検討する必要がある。</p>	 <p>土居森林事務所</p>